

## 補助事業説明会での Q&A

### 〔補助金の交付対象者〕

Q:H26.3.31 以前に建築された住宅を中古で購入し、購入後5年が経過していない場合、補助の対象となるか。

A:対象となります。

Q:住宅の居住者がその住宅の所有者ではない場合は、補助対象となるか。

A:住宅の所有者でない居住者が、住宅の所有者の了承を得て補助対象機器を設置し、その費用を当該居住者が支払った場合は対象となります。

### 〔補助対象機器〕

Q:SII に登録申請中の蓄電システムは、補助対象機器となるか。

A:補助金交付申請書兼請求書が当協会に提出された時点で、登録されていない場合は対象となりません。

### 〔補助金の予定件数〕

Q:予定件数に達して受付を終了する場合は、申請しても予定件数に達したので交付されないということになるのか。

A:申請の受付状況は随時ホームページで公表します。また、予定件数に達すると予想される場合は、受付終了日の概ね1か月前にホームページでお知らせします。

### 〔提出書類〕

Q:設置工事の完了日は、何で確認することになるか。

A: 補助対象機器設置後の写真で確認するとともに、様式4「設置機器リスト兼領収内訳書」に記入された「設置年月日」で確認します。

Q:固定資産税納入通知書は、建築年月日の証明書類となるか。

A:新築年月日が記載されているものは、証明書類となります。  
(新築年のみで、月日が記載されていない通知書は不可)